

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄） 1

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄） 1

○ **防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）**

（地方防衛局）

第三十一条（略）

2・3（略）

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

○ **防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）**

（地方防衛局の内部組織）

第六十七条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人を置く。

2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。

3 地方防衛局に、次の四部を置く。

総務部

企画部

調達部

管理部

4（略）

5 第三項の部のほか、北関東防衛局に装備部を置く。